

千葉県告示第1088号

千葉ポートタワー設置管理条例第9条第4項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条第5項の規定により告示します。

令和7年12月17日

千葉市長 神谷俊一

- 1 施設の名称
千葉ポートタワー
- 2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地
千葉ポートタワーまちづくり共同事業体
(代表団体)
株式会社京葉美装
代表取締役 国吉 晃甲
千葉市中央区椿森2丁目5番8号
(構成団体)
株式会社レプコ
代表取締役 野本 茂雄
千葉市中央区松波2丁目4番16号
(構成団体)
特定非営利活動法人 まちづくり千葉
理事長 山本 俊子
千葉市中央区中央3丁目12番12号
- 3 指定期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで